

工場や事業場を営まれる みなさんへ

～～～八尾市生活環境の保全と創造に関する条例に基づく申請等の手引き～～～

八尾市環境部環境保全課

〒581-0026 八尾市曙町2丁目11番地

八尾市立リサイクルセンター 学習プラザ2階

電話番号 072-924-8537(直通)

八尾市生活環境の保全と創造に関する条例

検索



1. 八尾市生活環境の保全と創造に関する条例に基づく手続きについて

設置許可申請

八尾市内で営まれる工場や事業場が、「特定工場等」に該当する場合には、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例に基づく設置許可を操業までに取得する必要があります。貸工場に入居される場合も同様です。

既に設置許可を受けておられる場合でも、新たに別の場所に特定工場等を設けたり、移転される場合には、改めて設置許可申請を行っていただく必要があります。

◎「特定工場等」一覧

- 1 定格出力の合計が 2.25kW 以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を行う工場
- 2 定格出力の合計が 0.75kW 以上 2.25kW 未満の原動機を使用し、次に掲げる物品の製造若しくは加工又は作業を行う工場
 - (1) 紡績、サイジング、裁縫、織物、編物、撚糸、糸巻、組ひも、電線被覆、製袋、刺しゅう、製綿（再製綿を含む。）、製網又はファスナー植付
 - (2) 金属の打抜き、型絞り、曲げ、矯正、切断又は切削
 - (3) 金属箔又は金属粉の製造
 - (4) 金属の線材又は棒材の加工
 - (5) つき機、がら機、粉碎機若しくは糖衣機を使用する物品の製造又は加工
 - (6) 石材又は合成樹脂の引割り
 - (7) バーカー、チップパー又は碎木機を使用する木材の加工
 - (8) ふるい機を使用するふるい作業
 - (9) 建設用資材の製造
- 3 次に掲げる物品の製造若しくは加工又は作業を行う工場
 - (1) 食料品の製造
 - (2) 羽、毛若しくは繊維の染色、漂白、乾燥又は洗淨
 - (3) 皮革のなめし、染色又は洗淨
 - (4) パルプ、紙、紙加工品の製造又は加工
 - (5) 出版、印刷又は製本
 - (6) 製版
 - (7) 無機若しくは有機化学工業製品の製造又は加工
 - (8) 医薬品の製造又は加工
 - (9) 飼料又は肥料の製造
 - (10) 化学繊維の製造
 - (11) 油脂加工品、石鹼、合成洗剤、界面活性剤、塗料、火薬、農薬、香料、化粧品、ゼラチン、接着剤、写真感光材料若しくは天然樹脂製品の製造又は加工
 - (12) 天然樹脂、木材、木皮その他の植物性原料からの物品の製造
 - (13) 石油の精製（潤滑油の再生を含む。）又は加熱、コークス又はグリースの製造
 - (14) 鉱油、動植物油脂又は溶剤の再生
 - (15) 炭、懐炉灰、たどん、れん炭又は豆炭の製造
 - (16) ゴム製品の製造（加硫、混練、溶融、ラテックス処理又はゴム引処理の作業に限る。）

- (17) 人造黒鉛、うわ薬原料、瓦、れんが、陶管、陶磁器、と石、けい藻土製品、ほうろう製品、岩綿、鉋さい綿、石こう又はるつぼの製造
- (18) セメント製品又は生コンクリートの製造
- (19) ガラス、ガラス製品の製造又は加工
- (20) 木材、木製品の製造若しくは加工又は薬品処理
- (21) 電気若しくはガスを用いる金属の溶接又は切断
- (22) 釘、鋸、ねじ、鋼球又はメタルラスの製造
- (23) 金属のはつり、つち打ち加工又は鋸打
- (24) ブラスト若しくはタンブラーによる金属の表面処理又は表面加工
- (25) 金属の溶融、精錬若しくは精製又は鋳型の造型
- (26) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (27) 金属管の製造
- (28) 金属の溶射
- (29) 金属の溶融めっき
- (30) 合成樹脂の配合、混練、発泡又は成型加工
- (31) 有機質壁材の製造
- (32) 吹付塗装、乾燥焼付又は樹脂加工
- (33) 酸又はアルカリによる表面処理
- (34) 電気めっき
- (35) 動力を使用する車両洗浄
- (36) 研摩機を使用する金属、窯業、土石、動物質骨材又は合成樹脂の研摩
- (37) 粉粒塊堆積場（面積が 500 m²以上のものに限る。）
- (38) アスファルト、コールタール、木タール又は石油蒸溜産物若しくはその残りかすを原材料とする物品の製造
- (39) ガスの液化又は圧縮
- (40) 油缶その他の空き缶の再生又はドラム缶の洗浄
- (41) 動物臓器若しくは排せつ物を原料とする物品の製造又は加工
- (42) 油脂の採取又は加工
- (43) 墨、墨汁又はのりの製造

4 次の各号に掲げる事業場

- (1) ガソリンスタンド又は液化石油ガススタンド
- (2) 自動車洗車場（自動式車両洗浄施設を有するものに限る。）
- (3) 自動車整備場
- (4) セメントサイロ（セメントの袋詰め作業が行われるものに限る。）
- (5) 化製場
- (6) 死亡獣畜取扱場
- (7) と畜場
- (8) 畜舎（飼養規模が鶏 100 羽、豚房 50 m²、牛房 150 m²又は馬房 500 m²以上のものに限る。）
- (9) 自家処理の用に供する焼却炉（火格子面積が 1 m²以上又は焼却能力が 1 時間当たり 100 kg 以上のものに限る。）を設置するもの
- (10) 乾燥炉、加熱炉及び直火炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 30 ℓ以上であるか、又は変圧器の定格出力の定格容量が 100 kVA 以上であること。）を設置するもの
- (11) 資源の再生を行う作業場（定格出力の合計が 3.75kW 以上の原動機を使用又は敷地面積が 50 m²以上のものに限る。）
- (12) 青写真の作成の用に供する施設を有するもの
- (13) 建設用資材置場又は残土置場（1 年以上継続して使用し、置場面積が 500 m²以上のものに限る。ただし、建設現場を除く。）
- (14) 石材加工場
- (15) 写真の作成の用に供する自動式洗浄施設を有する作業場

- (16) 倉庫（店舗に付随して設置されるもの、産業廃棄物積み替え保管施設及び倉庫部分の床面積が 100 ㎡未満のものを除く。）
- (17) 洗たく業の用に供する施設を有する作業場
- (18) 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- (19) 粉粒塊堆積場（面積が 500 ㎡以上のものに限る。）
- (20) 給食業の用に供する調理施設を有する作業場

◎許可の基準

特定工場等の許可を取得するにあたり、以下の 2 点を遵守していただく必要があります。

- ① 八尾市生活環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第 2（参考 1）に定める排水水に関する規制基準を遵守していること。
- ② 下記の公害関係法令に定められている基準を遵守していること。
 - ・ 大気汚染防止法 ・ 水質汚濁防止法 ・ 騒音規制法 ・ 振動規制法 ・ 悪臭防止法
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
 - ・ 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例

◎その他の規制について

下記のような規制を設けていますので、ご注意ください。

- ・ 屋外作業における騒音等の防止（第 20 条）
- ・ 地下浸透の禁止（第 21 条）
- ・ 悪臭の防止（第 22 条）
- ・ 油の流出等の防止（第 45 条）
- ・ 排水水の希釈（第 46 条）
- ・ 着色水の流出の防止（第 47 条）
- ・ 土砂等の流出の防止（第 48 条）

◎申請に必要な書類

特定工場等設置許可申請は、様式第 2 号 特定工場等設置許可申請書に以下の書類を添付して行ってください。なお、申請書は**正副 2 部**必要となります。また、申請書への押印は不要ですが、提出にあたっては申請者の本人確認や、提出を代理する者の確認を実施する他、申請者への意思確認を実施することがあります。

- ・ 特定工場等の付近の見取り図
- ・ 特定施設その他主要機械の一覧表（特定施設は巻末の一覧を参照）
- ・ 騒音防止の方法（機械の配置図、建屋の構造）
- ・ 振動防止の方法（防振ゴムなどの振動防止対策）
 - ※ 八尾市生活環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第 1 に定める振動に係る特定施設を設置している場合に限る。
- ・ 誓約書
 - ※ 「特定工場等」一覧 4-(16) 倉庫として許可を取得する場合に限る。

◎環境の保全と創造に関する協定について

八尾市生活環境の保全と創造に関する条例に基づき、**敷地面積が 1,000 ㎡以上又は従業員数が 10 人以上の特定工場等**は、市と相互に連携、協働し、公害の防止及び環境への負荷の低減を図るため、環境の保全と創造に関する協定を締結することができます。協定を締結いただいた特定工場等については、環境に配慮した事業所としてホームページに掲載します。

(参考 1) 八尾市生活環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第 2

1 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
排水基準を定める省令（昭和46年 総理府令第35号）別表第 1 の上欄 に掲げる有害物質	左欄に掲げる項目の種類ごとに定められている排水 基準を定める省令別表第 1 の下欄に掲げる許容限度
備考 1 許容限度に係る数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）各号に掲げる物質の種類ごとに当該各号に定める方法とする。 2 許容限度における「検出されないこと。」とは、備考 1 に定める検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 3 排水基準を定める省令において、排水基準に係る経過措置が定められている業種に属する工場等に係る排水基準は、この表の規定にかかわらず、当該経過措置に係る基準を準用する。 4 この表に規定する排水基準は、水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第49条第 3 項に規定する届出事業場（以下「特定事業場等」という。）に係る排出水には適用しない。	

2 その他の項目に係る排水基準

項 目		工場等から排出される 1 日当たりの平均的な排出水の量（単位 立方メートル）	許容限度	
			A工場等	B工場等
水素イオン濃度（水素指数）		10以上	5.8以上8.6以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	鉱油類含有量	30以上1,000未満	5	4
		1,000以上5,000未満	4	3
		5,000以上	3	2
	動植物油脂類含有量	30以上1,000未満	30	10
		1,000以上5,000未満	20	10
		5,000以上	10	5

備考

1 「A工場等」とは、昭和55年4月1日までに設置された工場等（同日において着工されているものを含む。）をいい、「B工場等」とは、A工場等以外の工場等をいう。

2 水素イオン濃度に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上である特定事業場等に係る排水には適用しない。

3 ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る排水基準は、特定事業場等に係る排水には適用しない。

4 前項の表の備考1の規定は、この表についても適用する。

(参考2) 騒音・振動に係る規制基準

(1) 騒音

(単位：d B)

時間の区分 区域の区分		朝	昼	夕	夜
		午前6時から	午前8時から	午後6時から	午後9時から
		午前8時まで	午後6時まで	午後9時まで	翌日の午前6時まで
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	45	50	45	40
B	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	50	55	50	45
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	55
D	工業地域 工業専用地域 八尾空港の敷地	65	70	65	60

※ Dの区域のうち、学校・保育所・病院等（昭和45年4月1日において既に設置されているもの）の敷地の周囲50mの区域及びBの区域の境界線から15m以内の区域については、Cの基準が適用される。

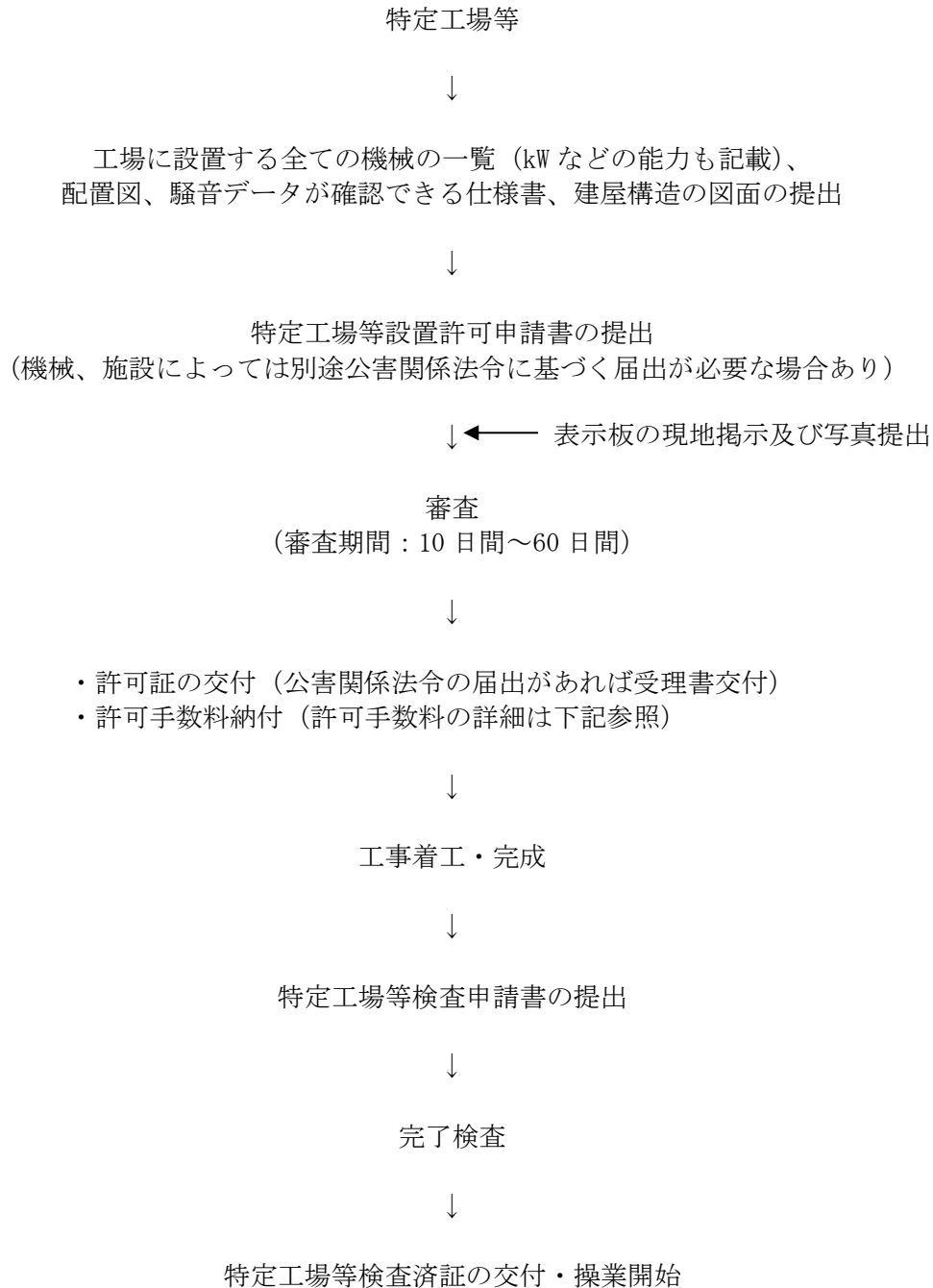
(2) 振動

(単位：d B)

時間の区分 区域の区分		昼	夜
		午前6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 市街化調整区域	60	55
B	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
C	工業地域 工業専用地域 八尾空港の敷地	70	65

※ Cの区域のうち、学校・保育所・病院等（昭和45年4月1日において既に設置されているもの）の敷地の周囲50mの区域及びAの区域の境界線から15m以内の区域については、Bの基準が適用される。

◎手続きの流れ



※設置許可手数料について

設置許可申請の手続きには手数料がかかります。許可手数料は、敷地面積によって金額が異なります。以下の表をご確認ください。

敷地面積	許可手数料	敷地面積	許可手数料
100 m ² 以下	4,000 円	1,500 m ² を超え 2,000 m ² 以下	23,000 円
100 m ² を超え 200 m ² 以下	5,000 円	2,000 m ² を超え 2,500 m ² 以下	28,000 円
200 m ² を超え 300 m ² 以下	6,000 円	2,500 m ² を超え 3,000 m ² 以下	33,000 円
300 m ² を超え 400 m ² 以下	7,000 円	3,000 m ² を超え 3,500 m ² 以下	38,000 円
400 m ² を超え 500 m ² 以下	8,000 円	3,500 m ² を超え 4,000 m ² 以下	43,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	13,000 円	4,000 m ² を超え 4,500 m ² 以下	48,000 円
1,000 m ² を超え 1,500 m ² 以下	18,000 円	4,500 m ² を超えるもの	50,000 円

様式第2号（第6条関係）

特定工場等設置許可申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住所 ○○市○○町○丁目○番○号

申請者

△△株式会社

氏名 代表取締役 □□ □□

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名 〕

（電話番号*-*-*****-*****）

八尾市生活環境の保全と創造に関する条例第25条の規定により、許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定工場等の名称	△△株式会社 八尾工場	※手数料	金 額	田
特定工場等の所在地	八尾市○○町○丁目○番○号 (電話番号 072-○○○-○○○○)	※許可	番 号 第 号	
用途地域	工業地域	※完了	年 月 日	年 月 日
特定工場等の敷地面積	1,000 m ²	※完了	申 請	日
特定工場等の該当項目	1	※完了	査 査	日
従業員数	100 人	※備考		
業 種	金属製品製造業			
主 要 生 産 品 (倉庫においては保管物品名)	自動車部品			
操 業 (予 定) 時 間	8 時 00 分から 18 時 00 分まで			
着 工 (予 定) 年 月 日	○○年 ○○月 ○○日			
完 成 (予 定) 年 月 日	○○年 ○○月 ○○日			
使 用 開 始 (予 定) 年 月 日	○○年 ○○月 ○○日			

※「特定工場等の該当項目」については、「特定工場等」一覧（p1～p3）を参照し、該当する番号を記入してください。

建 屋 の 構 造	用 途	工場・事務所				
	階 数	2 階		階	階	階
	構 造	鉄骨造				
	建 築 面 積	400 m ²	m ²	m ²	m ²	
	床 面 積	800 m ²	m ²	m ²	m ²	
	作 業 場 面 積	800 m ²	m ²	m ²	m ²	
作 業 の 種 類 及 び 方 法	原料→加工→検査→出荷 (左のようにフロー図を用いて記入してください。)					
特 定 施 設	番 号	1-(1)-カ, 2-(1)-ウ	1-(2)-ア, 2-(2)			
	種 類	機械プレス	空気圧縮機			
	構 造	100t	15kW, 7.5kW			
	数 量	3	2, 2			
	位 置	別紙のとおり	別紙のとおり			
	使 用 時 間	8 時 0 分～18 時 0 分	8 時 0 分～18 時 0 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	
主 な 原 材 料	鉄		公害の防止の方法	別紙のとおり		
排 出 水 の 量 及 び 汚 染 状 態	排 出 水 の 量		汚 染 状 態			
	平均	最大	pH (6.0～7.5)			
	20 m ³ /日	25 m ³ /日				
使用等している 有害物質の種類	なし					

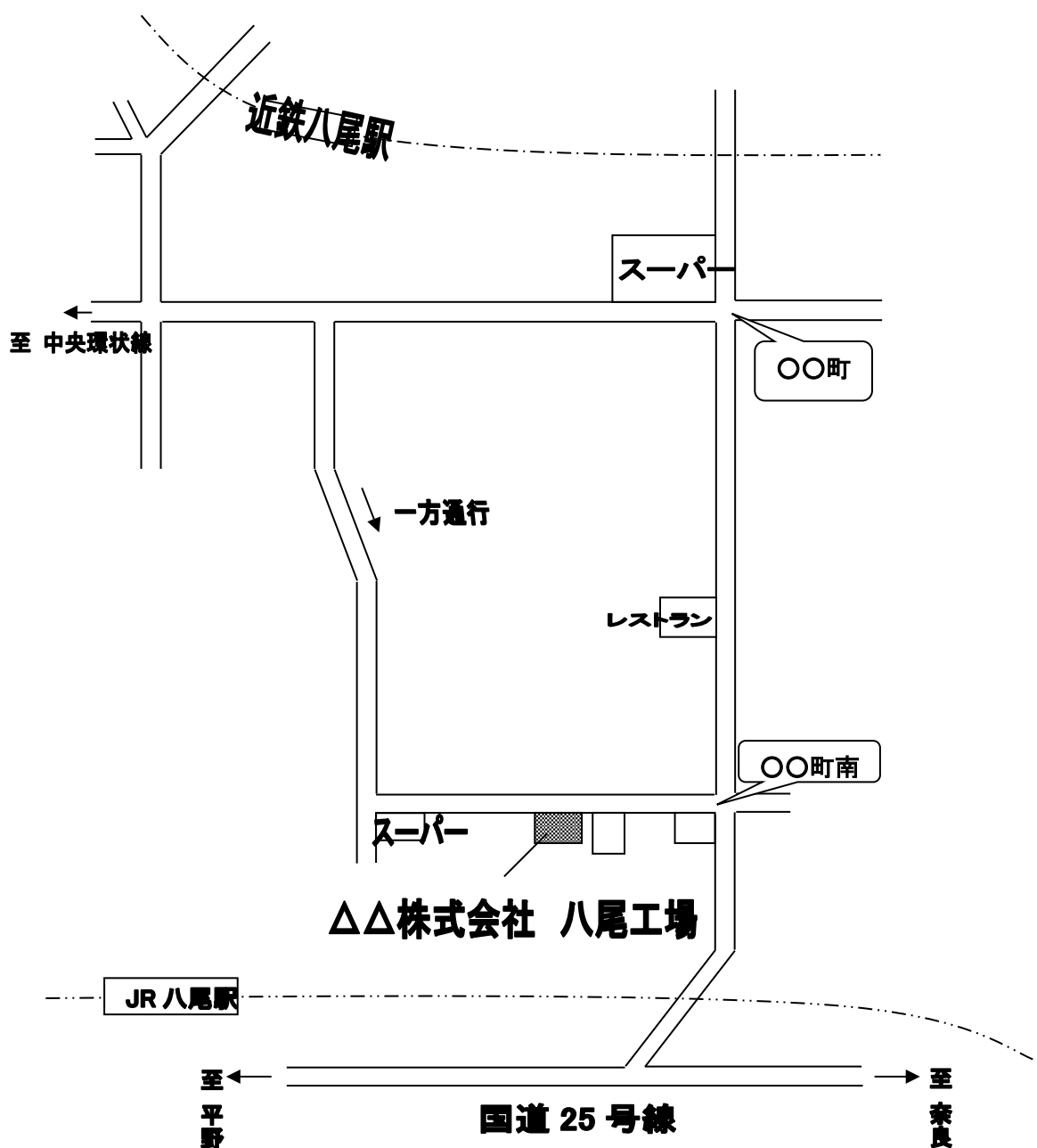
備考

- 1 特定工場等の周辺の見取図を添付のこと。
- 2 特定施設その他主要機械の一覧表を添付のこと。
- 3 特定工場等の敷地内の建物の配置図に、特定施設その他主要機械の配置等を記入（記入困難な場合は、別の用紙に記入のこと。）した図面を添付のこと。
- 4 記入に当たっては、次のことに注意すること。
 - (1) 各欄に種類等が多く記入できない場合は、別の用紙に記入のこと。
 - (2) 「作業の種類及び方法」の欄は、製造（作業）工程を記入のこと。
 - (3) 「特定工場等の該当項目」の欄は、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例別表の項号の番号を記入のこと。
 - (4) 「※印」の欄は記入しないこと。

添付書類 付近の見取図



※「別紙のとおり」として別途地図を添付していただいても構いません。



（最寄りの駅・バス停・国道等から工場までの道程及び工場付近の建物の用途（住宅・工場）別を記入のこと。）

調 査 票

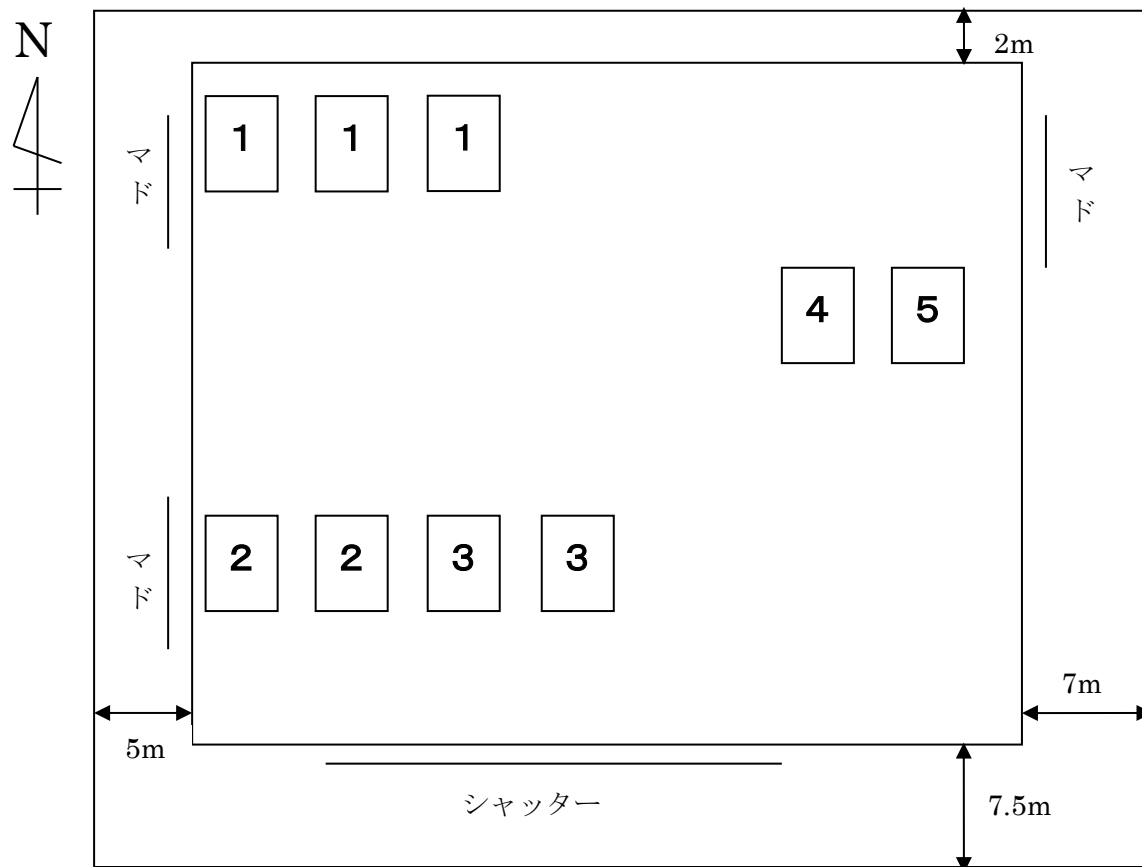
※「別紙のとおり」として、別紙の機械一覧表を添付していただいても構いません。

特定施設その他主要機械（機械の名称、公称能力、数、使用時間を記入してください。番号は配置図と同一の番号で記入すること。）

番号	機械の名称	公称能力 ・ kW	数	使用時間	騒音レベル		音源からの距離
					A	C	
1	機械プレス	100 トン	3	8 : 00 ~ 18 : 00			
2	コンプレッサー	7.5kW	2	8 : 00 ~ 18 : 00			
3	コンプレッサー	15kW	2	8 : 00 ~ 18 : 00			
4	砥石切断機 (移動式)	1.5kW	1	8 : 00 ~ 18 : 00			
5	グラインダー (工具用)	0.75kW	1	8 : 00 ~ 18 : 00			
				: ~ :			
				: ~ :			
				: ~ :			
				: ~ :			
				: ~ :			
				: ~ :			
				: ~ :			
				: ~ :			
				: ~ :			
				: ~ :			
貸工場 所有者	氏名	☎ () —					
	住所						
※ 自家用工場・貸工場			自家用倉庫・貸倉庫			その他	
※ 連室・一戸建		新設・既設		貸工場 No.			

※印の欄は、記入しないこと。

平面图

[illegible]

※ 平面図については、「別紙のとおり」として別紙に機械配置図及び敷地全体図を添付していただいても構いません。

方法の説明（箇条書にすること。）



- (注) 1 機械および基礎の主要寸法（奥行きも含む）を明記すること。
- 2 機械の総重量を記入すること。
- 3 防振ゴム等が取り付けである場合は、その種類を記入すること。

[illegible]

年 月 日

誓 約 書

(あて先) 八 尾 市 長

住所 ○○市○○町○丁目○番○号

申請者 △△株式会社

氏名 代表取締役 □□ □□

今般、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例第 25 条に基づく倉庫についての特定工場等設置許可申請を行うにあたり、この申請に基づき倉庫の用途以外には、使用しない事を誓約致します。

変更許可申請

既に許可を取得している特定工場等の敷地面積、建屋の構造や機械設備に変更があると、変更許可申請が必要となる場合があります。変更許可を受けた後でなければ変更部分を使用することはできません。

◎変更許可申請が必要な場合

- ・許可に係る特定施設の種類、位置、構造及び数量を変更する場合
(特定施設は巻末の一覧を参照)
- ・建物及び施設の構造及び位置を変更することにより、騒音や振動の増加を伴う場合
- ・作業の種類及び方法、作業時間を変更することにより、騒音や振動の増加を伴う場合
- ・使用する有害物質の種類が増加又は変更する場合
- ・排水の量の増加又はその汚染状態の数値が高くなる場合
- ・公害の防止の方法を変更する場合
- ・敷地面積が増減する場合
- ・許可の条件による措置及び設備等を変更する場合

◎申請に必要な書類

特定工場等変更許可申請は、様式第6号 特定工場等変更許可申請書に以下の書類を添付して行ってください。なお、申請書は正副2部必要となります。また、申請書への押印は不要ですが、提出にあたっては申請者の本人確認や、提出を代理する者の確認を実施する他、申請者への意思確認を実施することがあります。

- ・特定工場等の付近の見取り図
 - ・特定施設その他主要機械の一覧表（特定施設は巻末の一覧を参照）
 - ・騒音防止の方法（機械の配置図、建屋の構造）
 - ・振動防止の方法（防振ゴムなどの振動防止対策）
- ※八尾市生活環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第1に定める振動に係る特定施設を設置している場合に限る。

◎手続きの流れ

工場に設置する全ての機械の一覧（kW などの能力も記載）、
配置図、騒音データが確認できる仕様書、建屋構造の図面の提出



特定工場等変更許可申請書の提出
(機械、施設によっては別途公害関係法令に基づく届出が必要な場合あり)

↓ ← 表示板の現地掲示及び写真提出

審査
(審査期間：10 日間～60 日間)



- ・許可証の交付（公害関係法令の届出があれば受理書交付）
- ・許可手数料納付（許可手数料の詳細は別途参照）



工事着工・完成



特定工場等検査申請書の提出



完了検査



特定工場等検査済証の交付・変更部分の使用開始

※変更許可手数料について

変更許可申請の手続きには手数料がかかります。許可手数料は、敷地面積によって金額が異なります。以下の表をご確認ください。

敷地面積（増加分）	許可手数料	敷地面積（増加分）	許可手数料
増加なし又は減少する場合	3,000 円	1,500 m ² を超え 2,000 m ² 以下	23,000 円
100 m ² 以下	4,000 円	2,000 m ² を超え 2,500 m ² 以下	28,000 円
100 m ² を超え 200 m ² 以下	5,000 円	2,500 m ² を超え 3,000 m ² 以下	33,000 円
200 m ² を超え 300 m ² 以下	6,000 円	3,000 m ² を超え 3,500 m ² 以下	38,000 円
300 m ² を超え 400 m ² 以下	7,000 円	3,500 m ² を超え 4,000 m ² 以下	43,000 円
400 m ² を超え 500 m ² 以下	8,000 円	4,000 m ² を超え 4,500 m ² 以下	48,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	13,000 円	4,500 m ² を超えるもの	50,000 円
1,000 m ² を超え 1,500 m ² 以下	18,000 円		

特定工場等変更許可申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住所 ○○市○○町○丁目○番○号

申請者 △△株式会社

氏名 代表取締役 □□ □□

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名〕

（電話番号＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊）

八尾市生活環境の保全と創造に関する条例第30条第1項の規定により、変更許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定工場等の名称		△△株式会社 八尾工場		※ 変 更 事 項	1	特 定 施 設	種 類 ・ 位 置 構 造 ・ 数 量
特 定 工 場 等 の 所 在 地		八尾市○○町○丁目○番○号 (電話番号072-○○○-○○○○)			2	建 屋 の 構 造	あり ・ なし
用 途 地 域		工業地域			3	公害の防止の方法	あり ・ なし
特定工場等の 敷 地 面 積	変更前	1,000	m ²		4	主 な 原 材 料	あり ・ なし
	変更後	1,500	m ²		5	作業の種類及び方法	あり ・ なし
特 定 工 場 等 の 該 当 項 目		1			6	排 出 水 の 量 及 び 汚 濁 状 態	量 ・ 汚 染 状 態
従 業 員 数		100 人			7	敷 地 面 積	し
業 種		金属製品製造業		※ 金 額	円		
主 要 生 産 品 (倉庫においては 保管物品名)		自動車部品			※許可	番 号	変 第 号
操 業 (予 定) 時 間		8時00分から18時00分まで		※完了 検 査	年 月 日	年 月 日	
着 工 (予 定) 年 月 日		○○年 ○○月 ○○日			申 請 日	年 月 日	年 月 日
完 成 (予 定) 年 月 日		○○年 ○○月 ○○日		※備考			
使 用 開 始 (予 定) 年 月 日		○○年 ○○月 ○○日					
許 可 番 号		第 ○○○○ 号					

※「特定工場等の該当項目」については、「特定工場等」一覧（p1～p3）を参照して、該当する番号を記入してください。

建 屋 の 構 造	変 更 前 後	変更前	変更後	変更前	変更後	
	用 途	工場・事業所	同左		工場	
	階 数	2 階	同左 階	階	1 階	
	構 造	鉄骨造	同左		鉄骨造	
	建 築 面 積	400 m ²	同左 m ²	m ²	200 m ²	
	床 面 積	800 m ²	同左 m ²	m ²	200 m ²	
	作業場面積	800 m ²	同左 m ²	m ²	200 m ²	
作業の種類 及び方法	変更前	原料→加工→検査→出荷（左のようにフロー図を用いて記入してください。）				
	変更後	同上				
特 定 施 設	番 号	1-(1)-㐤, 2-(1)-㐤		1-(2)-㐤, 2-(2)		
	変 更 前 後	変更前	変更後	変更前	変更後	
	種 類	機械プレス	同左	空気圧縮機	同左	
	構 造	100t	100t, 200t	15kW, 7.5kW	15kW, 7.5kW	
	数 量	3	3, 5	2, 2	2, 3	
	位 置	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	
	使 用 時 間	8時0分～18時0分	8時0分～18時0分	8時0分～18時0分	8時0分～18時0分	
主な原材料	変更前	鉄		公害の防	変更前 別紙のとおり	
	変更後	同上		止の方法	変更後 別紙のとおり	
排 出 水 の 量 及 び 汚 染 状 態	排 出 水 の 量				汚 染 状 態	
	平 均		最 大		変更前	変更後
	変更前	変更後	変更前	変更後	pH(6.5～7.0)	同左
	20m ³ /日	20m ³ /日	25m ³ /日	25m ³ /日		
使 用 等 し て い る 有 害 物 質 の 種 類	変更前			変更後		
	なし			同左		

備考

- 1 特定工場等の周辺の見取図を添付のこと。
- 2 特定施設その他主要機械の一覧表を添付のこと。
- 3 特定工場等の敷地内の建物の配置図に、特定施設その他主要機械の配置等を記入（記入困難な場合は、別の用紙に記入のこと。）した図面を添付のこと。
- 4 記入に当たっては、次のことに注意すること。
 - (1) 各欄に種類等が多く記入できない場合は、別の用紙に記入のこと。
 - (2) 「作業の種類及び方法」の欄は、製造（作業）工程を記入のこと。
 - (3) 「特定工場等の該当項目」の欄は、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例別表の項号の番号を記入のこと。
 - (4) 「※印」の欄は、記入しないこと。

氏名等変更届出

法人代表者や社名等に変更があった場合には、その日から 30 日以内に届出が必要です。届出者が法人の場合と個人の場合で手続きが異なる点がありますので以下をご参照ください。また、届出書への押印は不要ですが、提出にあたっては申請者の本人確認や、提出を代理する者の確認を実施する他、申請者への意思確認を実施することがあります。

◎法人の場合

- ①社名（屋号）の変更
- ②本社住所の変更
- ③法人代表者氏名の変更

※合併や売買などにより別の法人組織となった場合には、「氏名等変更届出」ではなく「承継届出」による手続きが必要です。詳細は「承継届出」を参照してください。

◎個人の場合

- ①社名（屋号）の変更
- ②届出者の住所の変更

※個人経営の場合、経営者の変更は「氏名等変更届出」ではなく「承継届出」による手続きが必要です。詳細は「承継届出」をご参照ください。

承継届出

工場等を譲り受けるなど、事業を引き継いだ場合には、その日から 30 日以内に届出が必要です。なお、この際に業種の変更や、機械設備を引き継がなかった場合は「承継」に該当しませんのでご注意ください。届出者が法人の場合と個人の場合で手続きが異なる点がありますので以下をご参照ください。また、届出書への押印は不要ですが、提出にあたっては申請者の本人確認や、提出を代理する者の確認を実施する他、申請者への意思確認を実施することがあります。

◎法人の場合

- ①合併や譲渡、売買等により別の法人組織になった場合

◎個人の場合

- ①経営者の変更
- ②法人化した場合

届出の際には譲渡（売買）契約書や法人の登記簿謄本の写し等承継行為を証明する書類が必要です。

廃止届出

現在設置許可を受けている場所での操業を止めた場合には、その日から 30 日以内に届出が必要です。また、届出書への押印は不要ですが、提出にあたっては申請者の本人確認や、提出を代理する者の確認を実施する他、申請者への意思確認を実施することがあります。

◎廃止届出が必要な場合

- ・廃業
- ・作業内容の変更等により、特定工場等に該当しなくなった場合
- ・移転（移転先が八尾市内の場合には、移転先の特定工場等について許可を取得する必要があります。詳細は「設置許可申請」をご参照ください。）

2. 公害関係法令に基づく手続きについて

下記の公害関係法令に基づく特定施設（届出施設）を設置する場合、事前に届出等を提出する必要があります。詳細はお問い合わせください。

- | | |
|-------|--|
| 騒音・振動 | ・騒音規制法・振動規制法
・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音・振動） |
| 大気 | ・大気汚染防止法
・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気） |
| 水質 | ・瀬戸内海環境保全特別措置法
・水質汚濁防止法
・大阪府生活環境の保全等に関する条例（水質） |

申請・届出が必要な施設一覧

(騒音・振動規制法施行令第1条、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第51条、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例施行規則第2条第1項)

※法…騒音規制法、振動規制法 府条例…大阪府生活環境の保全等に関する条例 市条例…八尾市生活環境の保全と創造に関する条例

※※法、府条例に基づく届出については、騒音、振動の区分ごとにどちらか一方のみとなります。

(例 騒音に関して騒音規制法の届出をした場合、府条例(騒音)の届出は不要)

施設名	騒音			振動			備考
	法	府条例	市条例	法	府条例	市条例	
金属加工機械							
圧延機械	* 22.5kW	* 22.5kW	* 22.5kW				* 原動機の定格出力の合計
製管機械	○	○	○				
ベンディングマシン	* 3.75kW	* ○	* ○		○	○	* ロール式に限る
液圧プレス	* ○	* ○	* ○	* ○	* ○	○	* 矯正プレスを除く
矯正プレス		○	○		○		
機械プレス	* 294kN	○	○	○	○	○	* 呼び加圧能力
せん断機	3.75kW	○	○	1kW	○	○	
鍛造機	○	○	○	○	○	○	
ワイヤーフォーミングマシン	○	○	○	37.5kW	* 15kW	* 15kW	* 原動機の定格出力の合計
ブラスト	* ○	○	○				* タンブラスト以外のもの で密閉式のも のを除く
タンブラー	○	○	○				
自動旋盤		* ○	* ○				* 棒材作業用のものに限る
数値制御フライス盤		○	○				
マシニングセンタ		○	○				
平削盤		○	○		○	○	
切断機	* ○	* ○	* ○				* といしを用いるものに限る
グラインダー		* ○	* ○				* 工具用及び精密加工用を除く
自動やすり目立機		5kW	5kW				* 亜鉛版用以外は2台以上
圧縮機及び送風機							
空気圧縮機	* 7.5kW	3.7kW	3.75kW	* 7.5kW	* 7.5kW	* 7.5kW	* 環境大臣指定の機器を除く
空気圧縮機以外の圧縮機		3.7kW	3.75kW	* 7.5kW	* 7.5kW	* 7.5kW	
送風機	7.5kW	3.7kW	3.75kW				
粉砕機							
土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい、分級機	7.5kW	○	○	7.5kW	3.7kW	3.7kW	
穀物用製粉機	* 7.5kW	○	○		3.7kW	* * 3.7kW	* ロール式に限る * * 破砕機、摩砕機を含む
穀物用製粉機を除く食品 加工用粉砕機		○	○		* 3.7kW	* 3.7kW	* 破砕機、摩砕機を含む
その他の用に供する粉砕機		* ○	* ○		* 3.7kW	* 3.7kW	* 破砕機、摩砕機を含む
繊維機械							
織機	* ○	* ○	* ○	* ○	* ○	* ○	* 原動機を用いるもの
紡績機械		○	○				
編組機		* ○	* ○				* 2台以上
撚糸機		○	○				
建設用資材製造機械							
コンクリートプラント	* 0.45㎡	* ○	* ○		○	○	* 混練容量 * 気ほうコンクリートプラントを除く
コンクリートブロックマシン				* 2.95kW	* 2.95kW	* 2.95kW	* 原動機の定格出力の合計
コンクリート管・柱製造機械				* 10kW	* 10kW	* 10kW	* 原動機の定格出力の合計
アスファルトプラント	* 200kg	○	○				* 混練重量

施設名	騒音			振動			備考
	法	府条例	市条例	法	府条例	市条例	
木材加工機械							
ドラムバーカー	○	○	○	○	○	○	
チップパー	2.25kW	2.25kW	2.25kW	2.2kW	2.2kW	2.2kW	
碎木機	○	○	○				
帯のこ盤	* 15kW * * 2.25kW	○	○				* 製材用 * * 木工用
丸のこ盤	* 15kW * * 2.25kW	○	○				* 製材用 * * 木工用
かんな盤	2.25kW	○	○				
抄紙機	○	○	○				
印刷機械	* ○	* ○	* ○	2.2kW	2.2kW	2.2kW	* 原動機を用いるものに限る
ロール機							
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機		○	○	* 30kW	* 30kW	* 30kW	* カレンダーロール機を除く
その他のロール機		* ○	* ○				* 金属及び食品加工用を除く
合成樹脂成型加工機械							
合成樹脂用射出成形機	○	○	○	○	○	○	
その他の合成樹脂成型加工機械		○	○		* 15kW	* 15kW	* 原動機の定格出力の合計
鋳造型機	* ○	* ○	* ○	* ○	* ○	* ○	* ジョルト式に限る
エヤーハンマ		○	○				
走行クレーン		* 5t	* 5t		* 5t	* 5t	* 吊り上げ能力
工業用動力ミシン		* ○	* ○				* 3台以上
紙工機械		* 3.7kW	* 3.7kW		* 15kW	* 15kW	* 原動機の定格出力の合計
遠心分離機		* 1.2m	* 1.2m		* 1.2m	* 1.2m	* 直径
集じん装置		○	○				
かくはん機		3.7kW	3.7kW				
電気炉		* ○	○				* 鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る
ロータリーキルン		○	○				
冷凍機及び空調機		* 7.5kW	* 7.5kW				* クーリングタワーを有せず室外機に 圧縮機又は送風機を有するもの
クーリングタワー		2.2kW	2.2kW				
スチームクリーナー		* 7.5kW	* 7.5kW				* 原動機の定格出力の合計
石材用の切断機及び切削機		○	○				
オイルバーナー		* ○	* ○				* ロータリー式、ガンタイプ式を除く